

## 鳥取県立むきばんだ史跡公園指定管理者募集要項

鳥取県立むきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）の管理業務を効率的に行うため、令和6年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

### 1 施設の概要

名 称	鳥取県立むきばんだ史跡公園			
所 在 地	米子市淀江町及び西伯郡大山町			
設 置 目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内最大級の弥生時代の集落遺跡である妻木晩田遺跡を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継ぐ</li> <li>・遺跡の魅力を県内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資する</li> </ul>			
構 造	(主な建物) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイダンス棟 (弥生の館むきばんだ) W1階</li> <li>・調査研究棟 S1階</li> <li>・車庫棟 S1階</li> <li>・遺構展示館 W1階</li> <li>・弥生の森休憩舎 W1階</li> <li>・遺物収蔵庫 S1階</li> <li>・屋外展示施設</li> <li>・その他、遺跡の適切な保存及び活用の増進に必要な施設</li> </ul>			
敷地面積	1,491,657.00㎡ (令和5年3月時点)			
建築面積(延)	2,028.14㎡			
開 所	平成22年4月1日			
主な施設内容	室 名 等	面積(㎡)	備 考	
	屋内施設	展示室	199	ガイダンス棟
		体験学習室	132	ガイダンス棟 50人程度利用可能
		売店	23	ガイダンス棟
		映像室	19	ガイダンス棟
		特別展示室	55	調査研究棟
屋外施設	屋外体験スペース	89	ガイダンス棟ウッドデッキ部分	
	多目的広場	—	ガイダンス棟前芝生広場	
	遺構展示館	181	建物内露出展示遺構3基	
	発掘体感ひろば	—	ひろば内復元遺構9基	
	弥生の森休憩舎	64		
	東屋	58	3棟	
	復元竪穴住居	—	12棟	
	復元高床倉庫	—	7棟	
	復元墳丘墓	—	9基 (内、骨格復元竪穴住居3棟)	
	環壕	—	1基	
	遺構表示	—	20基 (内、竪穴住居跡埋没表示5基) (内、墳丘盛土表示13基)	
	弥生の森	—	植生、芝生、散策路、展望台	
	遺物収蔵庫	51	県立米子白鳳高校近隣	

## 2 指定管理者が行う業務

### (1) 業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行うこと。

#### ア 史跡公園の施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号。以下「設置管理条例」という。）に基づく史跡公園の施設設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理及び修繕、草刈り、植栽・樹木・芝生の管理、除雪、廃棄物処理）

#### イ 史跡公園の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務

設置管理条例に基づく利用の許可、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用料金の徴収及び利用料金の減免

#### ウ 史跡公園の普及啓発、活用及び情報発信に関する業務

史跡公園が行う普及啓発、活用及び情報発信に関する業務

#### エ 史跡公園の受入事業・主催事業実施に関する業務

史跡公園が行う受入事業・主催事業（以下「受入事業等」という。）に関する業務

#### オ その他史跡公園の管理運営に必要な業務

利用者及び来園者（以下「利用者等」という。）の受付及び案内、サービス提供（売店及び自動販売機による物品等の販売を含む。）並びに施設の利用促進（春季イベント等、利用者等の満足度の向上につながるイベントの開催など）、史跡の管理（植生管理、復元堅穴住居及び復元高床倉庫補修、公園開閉門等）に関する業務

### (2) 管理の基準（管理運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、史跡公園の適切な管理運営を行うこと。

#### ア 基本方針

(ア) 所長その他の職員（以下「所長等」という。）と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

(イ) 体験型の教育施設として、質の高い弥生体験活動と古代歴史教育を組織的に提供する教育機関であることを十分に認識し、体験活動及び古代歴史教育の推進に積極的に協力すること。また、幅広い年齢層のニーズに応えられる公園施設、観光施設としての機能も備えるため、所長等の行う業務に積極的に協力すること。

(ウ) 利用者等が安全かつ快適に施設を利用するために、施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営に努めること。

(エ) 利用者等の要望を管理運営に反映させ、利用者等の満足度を高めていくとともに、施設の利用促進に努めること。

(オ) 史跡公園の行う受入事業等の実施に当たっては、所長等と密接に連携を取り、実施すること。  
なお、受入事業等とは下記のものを指す。

・受入事業 学校等団体が弥生体験活動等を行うため、又は古代歴史を学習するため、目的・研修計画を持って史跡公園を利用すること

・主催事業 史跡公園が自ら、又は史跡公園と自治体が主となり組織する団体が企画し、利用者等に弥生体験活動等を行わせること

(カ) 危機管理について、所長等と密接に連携を図り、利用者等の安全を図ること。

#### イ 基本的事項

##### (ア) 利用時間

史跡公園の利用時間は、設置管理条例第8条の規定に基づき、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、利用時間を臨時に変更することができる。

この場合において、利用時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。

##### (イ) 利用の休止

史跡公園の利用を休止する日（以下「利用休止日」という。）は、設置管理条例第9条の規定

に基づき、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、利用休止日を臨時に変更することができる。

(ウ) 利用の許可

史跡公園の利用許可について、設置管理条例第10条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可を行うこと。

- a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- b 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(エ) 利用の制限

史跡公園の利用の制限について、設置管理条例第13条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者に対して、史跡公園の利用を拒み、又は史跡公園からの退去を命じること。

- a 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- b 指定管理者の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。
- c 指定管理者の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- d 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- e 土地の形質を変更すること。
- f 指定管理者の許可を受けずに物品を販売すること。
- g 公開されていない区域に侵入すること。
- h 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
- i 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- j 上記のほか、知事が別に定める行為

(オ) 措置命令

設置管理条例第14条の規定に基づき、史跡公園の適正な管理運営を図るために必要であると認めるときは、利用者等に対し必要な措置を命じること。

(カ) 利用料金

史跡公園の利用料金は、設置管理条例第11条の規定に基づき、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として、募集時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。

ただし、法令の改正、新たなサービスの付加、急激な物価高騰への対応等により、指定期間中に料金改定する場合は、この限りではない。

なお、史跡公園の入園料は無料とし、現行の利用料金は以下のとおりである。

体験学習室 1	使用1時間につき240円 (暖房又は冷房を使用したときにあっては、300円)
体験学習室 2	使用1時間につき150円 (暖房又は冷房を使用したときにあっては、180円)
屋外展示施設	使用面積100平方メートル1日につき300円

※備考 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(キ) 利用料金の減免

史跡公園の利用料金の減免は、設置管理条例第12条の規定に基づき、指定管理者はその旨を規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。

(ク) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項第2号において準用する同条第1項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラ

イン」を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、史跡公園の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(ケ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、史跡公園の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行うこと。

(コ) 許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されるので、利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例に則った手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨に則って適切に対応すること。

(3) 留意事項

ア 指定管理者が行う管理業務の内容の詳細については、鳥取県立むきばんだ史跡公園管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。

イ 指定管理者が行う管理業務を一括して他の者に再委託することはできないこと。ただし、管理業務のうち、イベントの実施、清掃、警備、植栽管理等の一部の業務については、専門の事業者に委託することができること。なお、委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合には、指定管理者は受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等史跡公園の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者へ発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

エ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。

オ 指定管理者の職員及び業務の委託を受けた者の職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があること。

カ 指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに所長等に報告を行うこと。

(ア) 利用者等、所長等、指定管理者の職員及び業務の委託を受けた者の職員の身体、生命に被害を生じさせる可能性がある場合

(イ) 施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）

キ 史跡公園の設置目的を阻害しない範囲で史跡公園の施設及び敷地、施設内の広報媒体を活用した自主事業（有料イベントの実施、施設内における広告事業等）について事業計画書において提案し、実施する事ができる。ただし、自主事業が史跡公園の設置目的等に反する場合は、承認しない場合もありうる。

### 3 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、15の(1)又は(2)により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

### 4 指定管理料その他の収入の取扱い等

#### (1) 指定管理料の支払

県は、史跡公園の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の総額は、431,290,000円(うち消費税額及び地方消費税の額39,208,181円)を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度の支払額は、協定で定める指定期間中の総額を指定期間の年数で除して得た額を原則とする。法令改正により消費税率が変更になった場合には、原則として県は新たな税率で指定管理料を再算定して指定管理料額を変更する。

なお、上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。令和6年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。(平成30年募集時の予定価格2,422,000円に毎年度当初に設定した率を乗じて積算する予定。)

また、指定管理料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

#### (2) 利用料金等の取扱い

史跡公園の利用に係る料金収入、売店の運営及び自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入(以下「利用料金等」という。)は、指定管理者が自らの収入として収受する。なお、協定に定める指定管理料の額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しない。

### 5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項 目		責 任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的現象)に伴う施設等の損壊等により、管理業務が実施できないことによる利用料金収入の減	協議事項	
施設、設備及び備品 (以下「施設等」という。)の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの(管理業務の範囲内に限る)		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	

損害賠償	施設等の管理上の明白なかしに係るもの（管理業務の範囲内に限る）		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円未満のものに限る。）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円以上のものに限る。）	○	
備品の購入	施設の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が新たに貸与する備品の購入（ただし、指定管理料等による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。）	○	
	その他の備品の購入		○
火災保険の加入（復元堅穴住居、高床倉庫を除く。OR建物のみ。）		○	
管理業務に要する経費（上記のうち、鳥取県の責任分担とされたものを除く。）の負担			○
包括的管理責任		○	

※協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※備品とは、性質及び形状を変えずに長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

## 6 応募資格等

### (1) 応募資格

史跡公園の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 12の(3)の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 12の(3)の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の(ア)から(カ)までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

- (ア) 暴力団員を経営幹部とすること。
  - (イ) 暴力団員を雇用すること。
  - (ウ) 暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。
  - (エ) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に管理業務を委託すること。
  - (オ) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。
  - (カ) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。
- ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。
- コ 応募の日において、地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。
- サ 応募の日において、史跡公園に係る指定取消法人等にあっては、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。
- シ コ及びサの応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

## (2) 複数の法人等による応募

史跡公園のサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができること。この場合においては、次の事項に留意すること。

- ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- イ グループの構成団体間における管理業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。
- ウ 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。
- エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。
- オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、(1)に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。
- カ 11の(3)の応募書類のエからサまでは、構成団体ごとに提出すること。

## 7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	令和5年6月9日（金）から7月10日（月）まで
質問事項の受付	令和5年6月9日（金）から7月14日（金）まで
役員名簿の事前提出	令和5年6月9日（金）から7月10日（月）まで
現地説明会	令和5年7月3日（月） 午前10時から正午まで
募集の受付期間	令和5年6月9日（金）から7月24日（月）まで
面接審査	令和5年7月下旬～8月上旬 (時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
審査結果の通知	令和5年8月上旬～中旬
指定管理者の指定	令和5年10月中旬（議会の議決を経て行う。)

## 8 募集要項の配布

募集要項は、令和5年6月9日（金）から同年7月10日（月）までの間に、インターネットのとり弥生の王国推進課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/yayoi-suishin/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

- (1) 配布期間 令和5年6月9日（金）から7月10日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 鳥取県地域づくり推進部とっとり弥生の王国推進課  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（県庁本庁舎6階）  
電 話 0857-26-7934  
ファクシミリ 0857-26-8128  
メールアドレス tottori-yayoi@pref.tottori.lg.jp

## 9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 令和5年6月9日（金）から7月14日（金）まで
- (2) 受付方法 質問票（別紙様式）に記入の上、8の（2）の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、とっとり弥生の王国推進課ホームページにも随時掲載する。

## 10 現地説明会の開催

- (1) 日 時 令和5年7月3日（月）午前10時から正午まで
- (2) 場 所 鳥取県立むきばんだ史跡公園
- (3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等3名まで）を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和5年6月28日（水）午後5時15分までに、8の（2）の場所へ申し込むこと。  
なお、申込期限までに申し込みがなかった場合は開催しない。  
また、参加希望者が多数の場合は各法人等の人数を調整する場合がある。

## 11 応募の手続

- (1) 応募書類の受付期間及び時間  
令和5年6月9日（金）から同年7月24日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、（3）ク 当該法人等の役員名簿については、1部を令和5年7月10日（月）の午後5時15分までに事前提出を行うこと。（申請書提出の際にも再度提出を行うこと。）
- (2) 応募書類の提出方法及び提出場所  
ア 応募書類は、持参又は郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。）により提出すること。



なお、郵便等による提出は、令和5年7月24日（月）の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

イ 応募書類は、8の（2）の場所に提出すること。

### （3）応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、〔別紙〕提出書類一覧を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書〔様式1〕

イ むきばんだ史跡公園の管理業務に関する事業計画書〔様式2〕

ウ むきばんだ史跡公園の管理業務に関する収支計画書〔様式3〕

エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

キ 当該法人等の概要（むきばんだ史跡公園の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類〔様式4〕

ク 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）

ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類

コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書〔様式5〕

サ 指定申請に係る宣誓書〔様式6〕

シ グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

### （4）応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は複写可）

### （5）応募に当たっての留意事項

ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。

イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。

ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。

エ 応募のあった法人等が6（1）キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。

オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。

カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。

キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。

ク （3）の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼することがあること。

ケ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。）、設置管理条例その他の関係法令を承知の上で応募すること。

## 1.2 指定管理者の選定方法等

### （1）選定方法

学識経験者等の委員で構成する地域づくり推進部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評

点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお詳細な採点基準は別添「鳥取県立むきばんだ史跡公園審査表」のとおりとする。

選定基準	審査項目	配点（点）
1 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (設置管理条例第7条1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針	配点なし (必須)
	・準備業務に係る提案内容 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・利用者等の安全確保 ・個人情報保護 ・利用者等の要望の把握 ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（利用促進等）	45
2 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (設置管理条例第7条第1号)	・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料額の多寡 (準備業務にかかる委託料の多寡も含む)	20
3 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(設置管理条例第7条第2号)	・法人の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・従業員の継続雇用 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定 (男女共同参画推進企業の認定、ISO14001・TEAS I種規格等の認証等、あいサポート企業等の認定については、認定等の手続き中である場合も評価を行います。 ただし、その場合は指定管理期間開始までに確認等を正式に取得することが義務づけられます。) ・管理運営実績評価	25
4 県が行う事業に積極的に協力すること (設置管理条例第7条第3号)	・所内との連携についての方法 ・受入事業・主催事業の実施についての協力	20

(3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、令和5年7月下旬～8月上旬開催予定の審査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。なお、

面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(4) 指定管理候補者の選定及び公表

(3) の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

(5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者又は指定管理候補者に選定しようとする法人等（以下「応募者等」という。）は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 知事は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。

また、(4)の選定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

### 13 ネーミングライツ導入前後の対応

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、史跡公園において新たなネーミングライツが導入される場合は以下の業務の実施に協力すること。

(1) 導入前

ア ネーミングライツに付随する権利（スポンサーメリット）の付与等に係る調整・協議。

(2) 導入後

ア 愛称及びロゴ等の定着、周知、普及。

イ 史跡公園で開催される興行等において、当該興行等の主催者等から愛称及びロゴ等を不使用にしたいとの希望が示された場合の行財政改革推進課への報告。

ウ ネーミングライツを取得した法人により、施設内の標識、施設名表示等に愛称及びロゴ等が追加された場合、施設設備の維持管理に関する業務の実施にあわせた、史跡公園内に設置されている愛称及びロゴ等が追加された標識、施設名表示等の点検の実施、補修等が必要な場合の行財政改革推進課への報告。

## 14 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、12の(4)により選定した指定管理候補者を史跡公園の指定管理者とすることが令和5年9月鳥取県議会において議決された後に行う予定である。

### (2) 協定の締結

ア 県及び(1)により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、令和6年3月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

(ア) 指定管理者の責務

(イ) 業務範囲に関する事項

(ウ) 利用料金の取り扱いに関する事項

(エ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項

(オ) 事業報告書に関する事項

(カ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項

(キ) 責任分担に関する事項

(ク) 個人情報保護その他の管理上の留意事項

(ケ) その他

### (3) 留意事項

ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、当該指定を取り消すことがある。

イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

(ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

ウ (2)により締結した協定について、協定の締結後、管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。

エ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

オ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動、SDGsの推進等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

## 15 実施状況の報告等

### (1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数及び増減理由の分析、利用促進策の実施状況、収支状況、再委託・工事請負発注の状況、管理体制、関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況、会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果等を業務報告書(鳥取県が別に定める様式による)としてまとめ、当該報告書をもとの翌月15日までに県に提出すること。

(2) アンケートの実施

施設利用者にアンケートを実施し、結果及び要望に対する対応状況を事業報告書において報告すること。

(3) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書（以下「事業報告書」という。）を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

(4) 事業計画書

指定管理者は、毎年1月末までに当該年度の翌年度の事業計画書（知事が別に定める様式による）を県に提出し、その承認を受けること。

(5) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

(6) 実施状況の評価

ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。

イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求める。

ウ 県は、指定管理期間の中間年度までの実績をもとに、審査・運営評価委員会を開催して施設の管理運営状況について評価を行う。

なお、業務報告書や利用者の声による点検の過程や点検・評価シートの作成において管理状況等についての疑義を生じた場合など、必要があると認めるときは、随時、審査・運営評価委員会を開催し、委員からの意見聴取を行う。

エ 県は、ウの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

## 16 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により史跡公園の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

この場合において、指定管理者が県の指定する期間内に改善することができなかった場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、史跡公園の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) (1) 又は (2) により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により史跡公園の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

## 17 災害時の施設使用

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、史跡公園の使用について県の指示に従わなければならない。
  - ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危険事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、史跡公園を閉所し、又は住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。
  - イ 史跡公園について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
  - ウ 史跡公園について、大山町から大山町地域防災計画、又は米子市から米子市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。
- (2) (1)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- (3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、国民の安全の確保のために史跡公園を閉所する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉所すること。

## 18 添付資料

- (1) むきばんだ史跡公園 施設概要及び施設配置図等（資料1）
- (2) むきばんだ史跡公園の利用者等の実績（資料2）
- (3) むきばんだ史跡公園 指定管理者と県の事業分担及び年度別収支状況（資料3）
- (4) 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（資料4）
- (5) 鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則（資料5）
- (6) 『国史跡妻木晩田遺跡 整備活用基本計画』（抄）及び『国史跡青谷上寺地遺跡 整備活用基本計画（詳細化）報告書』（抄）（資料6）
- (7) むきばんだ史跡公園 現行組織体制（資料7）
- (8) むきばんだ史跡公園 現行職員勤務表の例（資料8）
- (9) むきばんだ史跡公園 外部委託及び賃貸借の状況（令和4年度）（資料9）
- (10) むきばんだ史跡公園 修繕・工事实績（令和2～4年度）（資料10）
- (11) むきばんだ史跡公園 貸付予定備品一覧（資料11）
- (12) むきばんだ史跡公園 行政財産の目的外使用許可の状況（資料12）
- (13) むきばんだ史跡公園 令和4年度主催事業一覧（資料13）
- (14) むきばんだ史跡公園 売店及び自動販売機の設置状況（資料14）

## 19 その他

応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

[別紙]

提出書類一覧

書類名	説明
指定管理者指定申請書	○様式1によること。 ○グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
むきばんだ史跡公園の管理業務に関する事業計画書	○様式2によること。
むきばんだ史跡公園の管理業務に関する収支計画書	○様式3によること。
定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	○法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の財務状況を明らかにできる書類ただし、今年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類（財産目録等）
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の事業内容を明らかにできる書類ただし、今年度に設立された法人等にあつては、今年度の事業内容を明らかにできる書類
当該法人等の概要（むきばんだ史跡公園の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	○様式4によること。 ○組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※既存資料で当該内容が記載されている場合は別紙として添付し、様式の記載に変えることができる。
当該法人等の役員名簿	○申請書とは異なる、別途定める提出期限（7月10日（月））までに1部提出すること。 ○申請書の提出日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと。）、住所及び生年月日の記載のあるもの。 <u>（提出日から申請書類の提出期限までに変更があった場合は、速やかにその旨を連絡し、再度名簿を提出すること。）</u> ○申請書を提出する際には、申請書一式に併せて再度提出をすること。
都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	○所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（ただし、令和5年6月15日以降に交付されたものに限る。）
上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	○上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。様式5によること。
指定申請に係る宣誓書	○様式6によること。
グループ協定書の写し	○グループによる申請の場合のみ提出

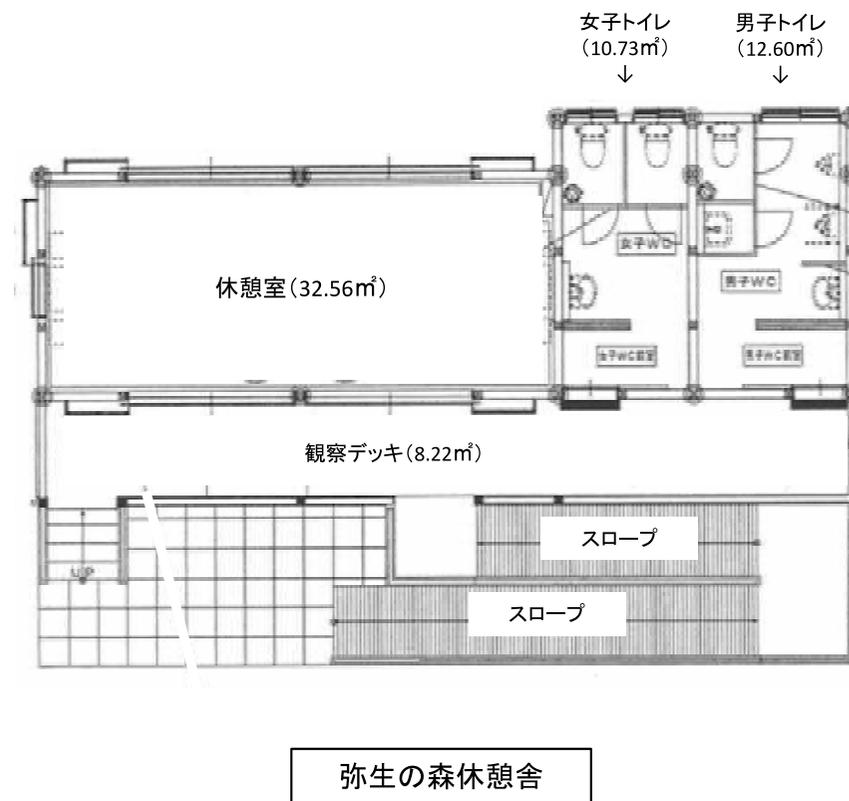
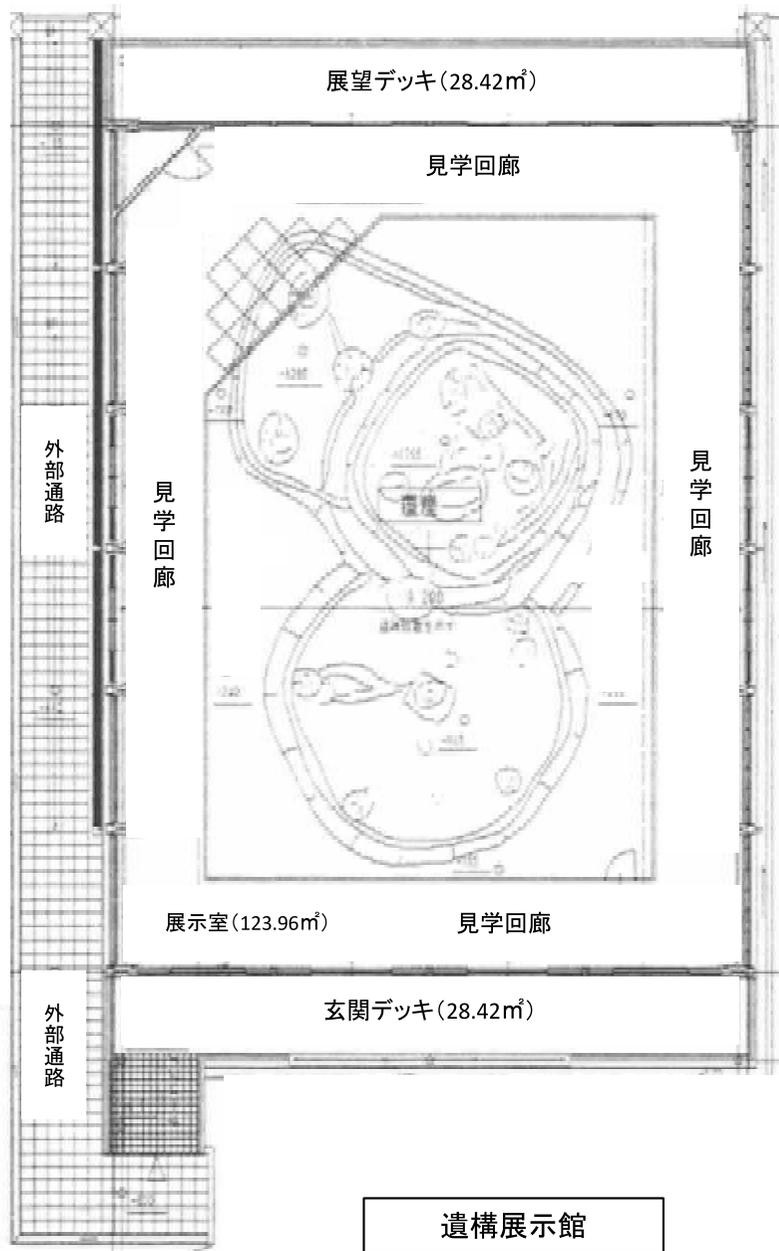
- 本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。なお、その法人の設立母体となる法人等の11の(3)のエからサまでの書類を提出すること。この場合において、指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人の法人登記事項証明書及び認済定款を、速やかに提出すること。

## むきばんだ史跡公園 施設概要及び施設配置図等

区分	室名	面積㎡	備考	課題及び令和5年度以降の方針
ガイダンス棟	事務室	37.26		現状維持
	受付カウンター	3.72		
	体験学習室	132.49		
	屋外体験・休憩スペース	89.00		
	展示室	198.78		
	映像室	18.68		
	ロビー・通路	225.01		
	ガイドコーナー	6.45		
	多目的室①	22.69	売店	
	多目的室②	3.64	授乳室	
	屋外休憩スペース	17.05		
	風除室	5.79		
	トイレ(男性用)	14.14		
	トイレ(女性用)	17.47		
	多目的トイレ	6.41		
	給湯室	3.54		
	倉庫①	29.81		
倉庫②	19.87			
調査研究棟	調査研究室	38.90		現状維持
	所長室	51.80		
	遺物収蔵庫	51.80	作業室として活用	
	写場	39.30		
	職員更衣室	13.00		
	ロビー	78.80		
	特別展示室	55.10		
	書庫	42.10		
	遺物整理作業室	64.80		
	多目的便所	5.40		
	便所	29.20		
	風除室	7.50		
	廊下	9.70		
調査研究棟・車庫棟	旧体験学習室	81.00		現状維持
	ボランティア控室	29.20		
	休憩室	19.40		
	車庫	29.20		
	倉庫	51.80		
遺構展示館	展示室	123.96		現状維持
	玄関デッキ	28.42		
	展望デッキ	28.42		
休憩舎	休憩室	32.56		現状維持
	男子トイレ	12.60		
	女子トイレ	10.73		
	デッキ	8.22		









よみがえ やよい こくゆう む き ばん だ い せ き

# 甦る弥生の国邑 妻木晩田遺跡へようこそ!

## [弥生のフィールドミュージアム]

むきばんだ史跡公園では、日本海や弓ヶ浜半島といった雄大な景色を背景に、復元された弥生のムラやお墓、発掘された住居跡、弥生人にとくさんの恵みをもたらした「むきばんだの森」の見学や散策ができます。また、火おこし、勾玉づくりといった弥生体験、発掘体験などを楽しむことができます。

### 妻木新山地区

弥生人にとくさんの恵みをもたらした「むきばんだの森」。里山の風景の中で自然散策を楽しめます。

弥生の館から 15~20分

### 妻木山地区

現代によみがえった弥生のムラの雰囲気を体感できます。遺構展示館では、発掘された当時の遺構を間近に見学できます。

弥生の館から 10分

### 洞ノ原地区

弥生のムラを構成する家や倉庫、首長墓と一緒に、背景に広がる雄大な景観も楽しめます。

弥生の館から 25~30分

### 仙谷地区

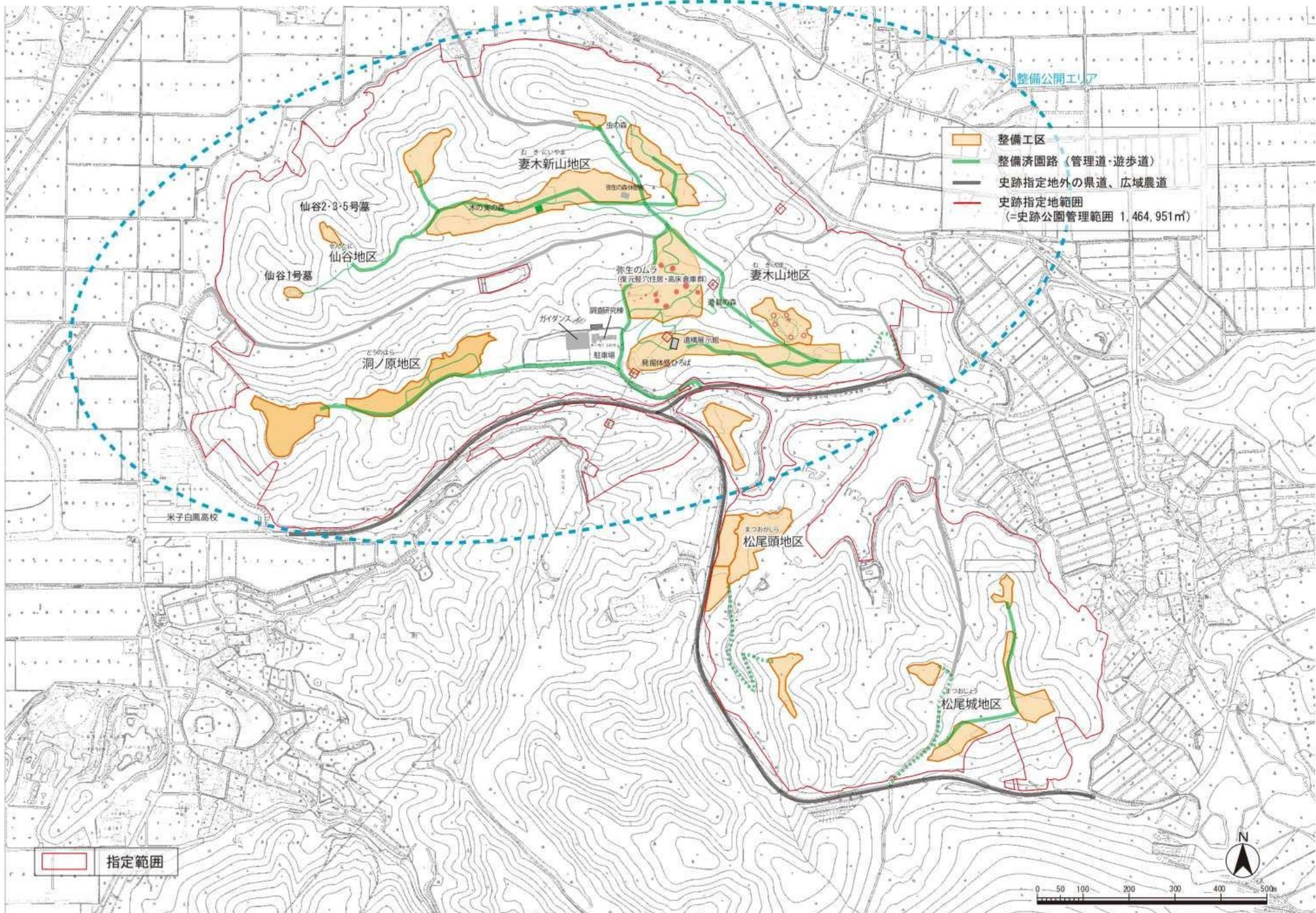
妻木晩田遺跡で最大の首長墓が見つかった地区です。お墓に立つと弓ヶ浜や日本海の絶景が広がり、晴れた日には、隠岐諸島を見ることができます。

弥生の館から 25~30分

弥生のムラやいろいろな森! 発掘体感ひろばもあって、楽しさいっぱいだね!

- 🏠 復元住居
- 🏠 骨格復元住居
- 🏠 復元倉庫
- 🏠 復元墳丘墓
- 📖 解説板
- 🚶 展望ポイント
- 👉 見学路

0 100 200m

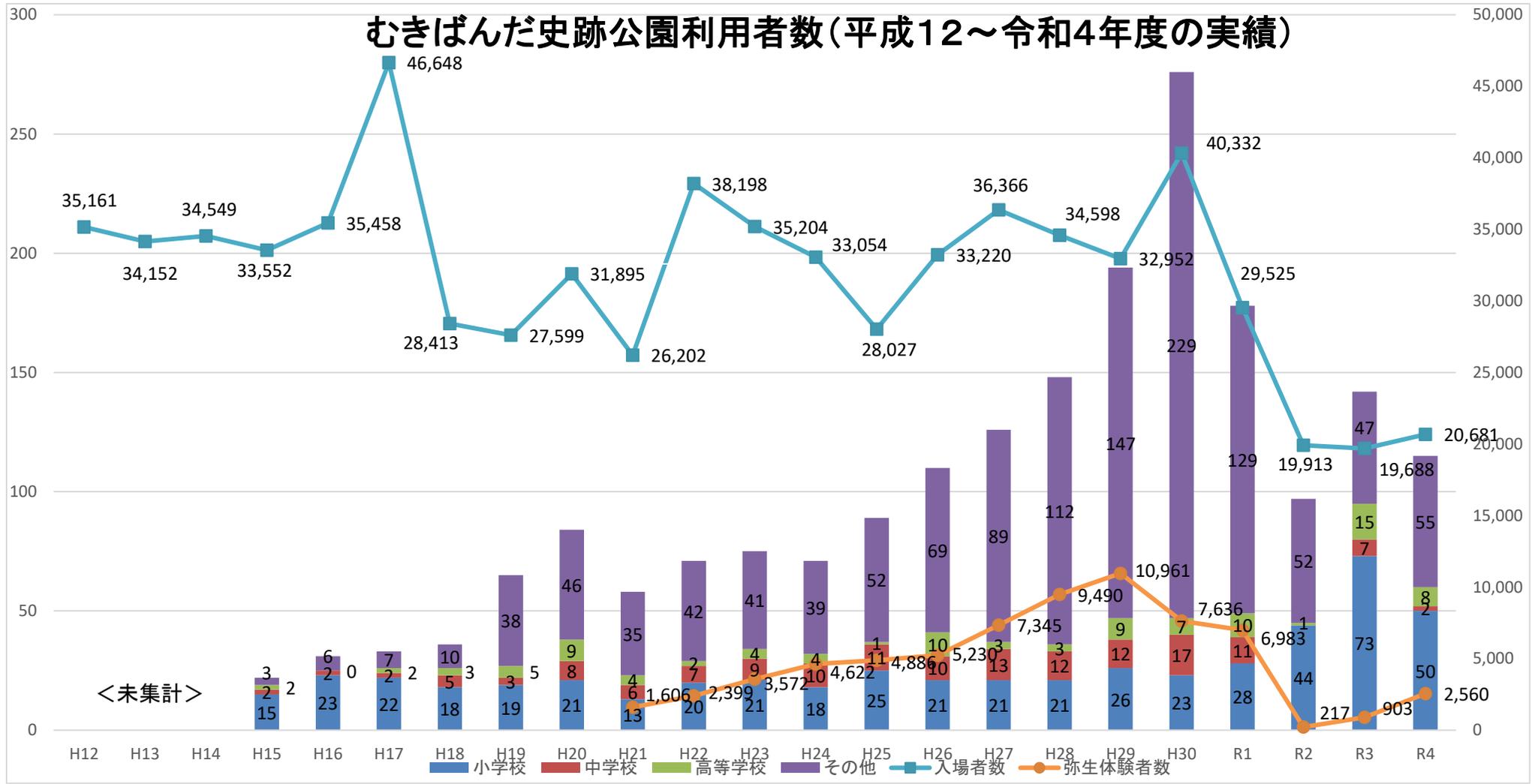


## むきばんだ史跡公園の利用者等の実績

令和 4 年度の実績

月	開所日数 (日)	利用者数 (人)		
		合計	予約	一般
4	29	1,489	145	1,344
5	30	2,229	228	2,001
6	29	1,902	931	971
7	30	1,133	166	967
8	30	1,470	73	1,397
9	29	1,733	421	1,312
10	30	5,128	842	4,286
11	29	1,527	377	1,150
12	27	600	185	415
1	27	348	29	319
2	27	614	35	579
3	30	2,508	291	2,217
合計	347	20,681	3,723	16,958

# むきばんだ史跡公園利用者数(平成12～令和4年度の実績)



## むきばんだ史跡公園 指定管理者と県の事業分担及び年度別収支状況

## 1 事業種別と分担

事業種別	主な事業内容	国庫	分担
発掘調査	・調査研究計画、方針決定 ・発掘調査指揮、写真等記録 ・とっとり弥生の王国調査整備活用委員会運営(調査研究部会)	有	県
保存整備	・整備計画、方針決定 ・整備工事等監督 ・とっとり弥生の王国調査整備活用委員会運営(整備活用部会)	有	県
活用	・学校等教育機関、団体利用調整 ・講座、イベント実施、指導 ・弥生体験(*1)実施、指導 ・活用調査研究(各種体験・講座新メニュー開発等) ・展示物の状況確認、入替え等 ・ボランティアガイド、弥生体験ボランティア育成、協力依頼等連絡調整	なし	県 ・ 指定管理
維持管理 (史跡管理)	・史跡指定地巡視 ・復元建物屋根補修・修繕 ・植生管理(弥生の森等育成管理、枝打ち、間伐・危険木処理等判断、処置) ・草刈り、芝生、樹木管理 ・公園開閉門	なし	指定管理
維持管理 (施設・設備管理)	・ガイダンス棟管理、受付 ・庶務事務 ・施設管理(清掃、機械警備、空調、消火設備点検等)	なし	指定管理

(\*1) 火おこし、勾玉づくり、土器づくり等を体験することを通じ、弥生時代の人々の暮らしや知恵や技を学ぶ事業。

## 2 県が行う事業について

国史跡妻木晩田遺跡(以下「遺跡」という。)を歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の適切な保存及び活用を図るために、次の事業については、県直営で行う。

- 遺跡の集落像を解明するための発掘調査事業
- 遺跡を適切に保存・管理するとともに、公開・活用するために必要な遺構整備、環境整備等を行う保存整備事業

## 3 県と指定管理者が協同して行う事業について

県は、発掘調査等に基づく最新の調査研究成果を反映した普及啓発事業の企画・実施や学校教育・社会教育の実践、ボランティアガイドの養成を行う。

指定管理者は、県が実施する上記の事業を支援・補助するほか、遺跡の魅力をPRするイベントや弥生体験事業等の企画・実施を行う活用事業、情報発信事業、利用促進事業を行う。

## 4 指定管理者が行う事業について

指定管理者は、施設の維持管理業務、受付、利用許可、利用料の徴収等のほか、受入事業及び主催事業の業務を行う。

4 年度別収支状況表（指定管理対象事業分）

（単位：千円）

区分		R6年度 積算	過去3年度の実績			R5年度 予算	備考	
			R2	R3	R4			
収入	県指定管理料	86,258	54,671	54,671	54,671	54,671		
	前年度繰越金	0	5,453	2,777	2,612	2,985		
	利用料金	48	0	0	0	0	R5までは県の収入	
	光熱費追加負担金	0	0	0	1,332	0	R5は未定	
	鳥取県事業費 (活用・県直営分)	0	7,545	9,318	13,355	12,191	県事業費と同額を記載	
	計	86,306	67,669	66,766	71,970	69,847		
支出	一般 管理費	0	1,000	1,000	1,000	1,000	現指定管理者の独自費目	
	計	0	1,000	1,000	1,000	1,000		
	史跡管理	需用費	2,338	4,562	2,582	2,027	588	
		役務費	511	174	267	322	510	
		委託料	16,514	15,437	13,725	13,860	14,600	
		使用料及び賃借料	248	0	0	198	0	
		計	19,611	20,173	16,574	16,407	15,698	
	施設・設備管理	旅費・費用弁償	81	0	47	0	179	
		食糧費	103	31	25	35	30	
		需用費 (修繕料含む)	2,899	6,313	7,181	7,304	4,876	R6は電気代を含まない
		役務費	1,197	1,418	1,143	1,684	1,660	
		委託料	5,800	6,574	6,152	6,406	6,553	
		使用料及び賃借料	778	1,099	1,273	1,273	1,318	
		報償費	0	0	0	0	50	
		公課費	26	1,610	1,905	2,013	1,900	
	計	10,884	17,045	17,726	18,715	16,566		
	活用	旅費・費用弁償	741	15	14	622	741	
		食糧費	0	0	0	12	0	
		需用費 (修繕料含む)	750	2,377	1,674	1,913	750	
		役務費	200	105	294	469	200	
		委託料	8,400	3,916	5,730	8,900	8,400	
		使用料及び賃借料	501	903	1,379	961	501	
		報償費	1,599	229	227	478	1,599	R2～4はガイド休止期間あり
		公課費	302	0	0	0	0	R5までは県事業のためゼロ
		売店経営	722	701	701	701	701	
		計	13,215	8,246	10,019	14,056	12,892	
人件費	人件費・共済費 (常勤職員相当分)	19,346	18,428	18,835	18,807	20,817	R5までは県職員(活用担当職員)の人件費を含めていない	
	人件費・共済費 (非常勤職員相当分)	23,250						
	計	42,596	18,428	18,835	18,807	20,817		
小計		86,306	64,892	64,154	68,985	66,973		
合計		86,306	64,892	64,154	68,985	66,973		

※R5年度予算は繰越金分の使途未定



(令和6年4月1日施行予定)

○鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例

平成22年3月23日

鳥取県条例第4号

改正 平成26年10月17日条例第43号

平成26年12月24日条例第57号

平成28年6月21日条例第40号

平成30年3月27日条例第37号

平成31年3月15日条例第10号

令和5年3月15日条例第10号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑<sup>ほうみつ</sup>を彷彿させる国内最大級の弥生時代の集落遺跡である妻木晩田遺跡（以下「遺跡」という。）を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）を米子市及び西伯郡大山町に設置する。

(施設)

第2条 史跡公園の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ガイダンス施設
- (2) 埋蔵文化財研究棟その他埋蔵文化財の調査及び研究のために必要な施設
- (3) 屋外展示施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか遺跡の適切な保存及び活用を増進するために必要な施設

(所掌事務)

第3条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。

- (1) 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。
- (2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
- (3) 史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。
- (4) 遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の規定による指定を受けた団体をいう。以下「管理団体」という。）として行う管理及び復旧に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

(平30条例37・追加、令5条例10・一部改正)

(職員)

第4条 史跡公園に所長その他の所要の職員を置く。

(平30条例37・旧第3条繰下)

(指定管理者による管理)

第5条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 史跡公園の維持管理（知事が別に定めるものを除く。）に関する業務
- (2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信（知事が別に定めるものを除く。）に関する業務
- (3) 第3条に規定する事務（前2号に掲げる事務を除く。）を補助する業務
- (4) 第11条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務のうち知事が別に定めるもの  
(平30条例37・追加、平31条例10・令5条例10・一部改正)

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平30条例37・追加、平31条例10・一部改正)

(指定管理者の選定基準)

第7条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第1項の規定による申請があつたときは、同条例第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 第5条に規定する業務の事業計画書の内容が、史跡公園の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 第5条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (3) 知事が行う事業に積極的に協力する者であること。
- (4) その他知事が第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(平30条例37・追加、平31条例10・一部改正)

(利用時間)

第8条 史跡公園の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平30条例37・旧第4条線下・一部改正、平31条例10・令5条例10・一部改正)

(利用の休止)

第9条 史跡公園の利用を休止する日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平30条例37・旧第5条線下、平31条例10・令5条例10・一部改正)

(利用の許可)

第10条 史跡公園の施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

規定する暴力団の利益になると認められるとき。

- 3 指定管理者は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平30条例37・旧第6条繰下・一部改正、平31条例10・令5条例10・一部改正)

(利用料金)

第11条 史跡公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平30条例37・旧第7条繰下、令5条例10・一部改正)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平26条例43・一部改正、平30条例37・旧第8条繰下・一部改正、令5条例10・一部改正)

(行為の制限等)

第13条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
  - (2) 指定管理者の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。
  - (3) 指定管理者の許可を受けずに竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
  - (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
  - (5) 土地の形質を変更すること。
  - (6) 指定管理者の許可を受けずに物品を販売すること。
  - (7) 公開されていない区域に進入すること。
  - (8) 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
  - (9) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為
- 2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項第3号及び第6号の許可（以下「行為許可」という。）について、準用する。
- 3 指定管理者は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。
- 4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。
- (1) 管理団体が行う行為
  - (2) 文化財保護法第125条第1項本文の許可を受けてする行為及び同項ただし書に規定する場合において当該許可を受けずにする行為
  - (3) 文化財保護法第125条第7項前段の規定による命令又は同項後段の規定による指示に基づく措置として行う行為

(平30条例37・旧第10条繰下・一部改正、平31条例10・一部改正、令5条例10・旧第14条繰上・一部改正)

(措置命令)

第14条 指定管理者は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平30条例37・旧第11条繰下、平31条例10・一部改正、令5条例10・旧第15条繰上・一部改正)

(許可の取消し)

第15条 指定管理者は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 利用許可若しくは行為許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 利用許可又は行為許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により、利用許可又は行為許可を受けたとき。
- (5) その他史跡公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(平30条例37・追加、平31条例10・一部改正、令5条例10・旧第16条繰上・一部改正)

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平30条例37・旧第13条繰下、平31条例10・一部改正、令5条例10・旧第18条繰上)

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第43号)抄

最近改正 平成28年6月21日条例第40号

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

(平28条例40・旧第1項・一部改正)

附 則(平成26年条例第57号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)

第5条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成31年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項第3号に掲げる文化財の保護に関する事務（以下「移管事務」という。）について鳥取県教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に移管事務に関して鳥取県教育委員会に対して行われた申請その他の行為で施行日までに処分その他の行為がなされていないものについては、知事に対して申請その他の行為が行われたものとみなして、知事が処分その他の行為を行う。

附 則（令和5年条例第10号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(現行規則 ※今後改正予定)

○鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則

平成31年3月19日  
鳥取県規則第21号

鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則をここに公布する。

鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書を所長に提出しなければならない。

(行為許可の申請)

第3条 条例第14条第1項第3号又は第6号の許可を受けようとする者は、様式第2号又は様式第3号による申請書を所長に提出しなければならない。

(施設設備の損傷等の届出)

第4条 史跡公園に設置された施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表面)

鳥取県立むきばんだ史跡公園施設利用許可申請書	
職 氏 名 様	年 月 日
申請者	
住所	
氏名	印
(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
担当者名	
鳥取県立むきばんだ史跡公園の施設を次のとおり利用することについて、許可を申請します。	
利用しようとする施設の名称	体験学習室1 ・ 体験学習室2 ・ 屋外展示施設
利 用 目 的	
利 用 面 積	
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
集 合 予 定 人 員	
減 免 申 請 の 有 無	有 無
冷 暖 房 使 用 の 有 無	有 無
その他参考となるべき事項	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 利用しようとする施設の名称を○で囲むこと。

(裏面)

<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
<input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
<input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
<input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。
上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号(第3条関係)

(表面)

鳥取県立むきばんだ史跡公園内行為許可申請書	
職 氏 名 様	年 月 日
申請者	
住所	
氏名	印
(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
担当者名	
鳥取県立むきばんだ史跡公園において次の行為を行うことについて、許可を申請します。	
行 為 の 種 類	竹木の伐採 ・ 植物の採取
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行為の着手及び完了予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行 為 の 施 行 工 法	
その他参考となるべき事項	

注

- 1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 許可を受けたい行為の種類を○で囲むこと。

(裏面)

<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。  上記のとおり相違ないことを誓約します。
---

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。



様式第3号(第3条関係)

(表面)

鳥取県立むきばんだ史跡公園内物品販売許可申請書	
職 氏 名 様	年 月 日
申請者	
住所	
氏名	印
(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
担当者名	
鳥取県立むきばんだ史跡公園において次のとおり物品を販売することについて、許可を申請します。	
販 売 の 目 的	
販 売 す る 物 品	
販 売 す る 場 所	
販 売 す る 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
その他参考となるべき事項	

注 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(裏面)

<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。  上記のとおり相違ないことを誓約します。
---

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。